

「世伊所（岡本清藏）こと宮本源兵衛」「藤永正（久和治部右衛門）」「平智吉（平山三之助智世）」名義の受職人権益は、後年、名義人一族の手を離れて対馬藩に召し上げられ、「中絶船」と称する名目上の通交権益に統合された。田代（29）論文、八一〜八五頁。

(32) 『明神宗実録』万曆二十四年四月壬戌（二十六日）条。

(33) 日本之御方を敵之ことく仕候事、主君之御意と乍申、兩國和談之為、一命を不惜、苦勞仕候、

【翻刻】『(高麗陣) 覚』 「」は武田本と文字異同。() は翻刻者註記。

地名と人名には左傍線を引き、名詞が連続する場合は波線の傍線で区分けした。

〔ナシ〕
覚

□ 兩國御和談之御相談被為成候者、

大明人八拾萬騎之余（義州）うみちう口方

罷渡、平安道之城（平壤）を乗取、日本人ヲ

追討仕候時、薩磨守殿（薩摩義弘）と加藤虎助殿（加藤清正）

兩手方三度取てかへし、御ふせき被成候、

*薩磨守 || 島津義弘

其隙〔二〕日本之御勢〔一〕、海邊之極〔横二〕御引

取被成候、其時〔ナシ〕對馬守様〔宗義智〕・攝津守殿〔小西行長〕・

下野〔柳川調信〕ハ、釜山浦丸山之城御本陣〔釜山鎮倭城〕被

為成候事、

一、對馬守様〔宗義智〕、攝津守殿〔小西行長〕へ被仰候者、大明

人数拾万騎續申と相見へ申候、迎〔モ〕、

太閤様〔太〕太唐〔まで〕迄御責被成候事ハ難成

被存候、殊ニ我々此躰ニ而帰陣仕候ハ、

太閤様御前も如何ニ奉存候、何とぞ知〔卒〕

略を以、和談仕候ハ、却而日本之大名〔ナシ〕

小名之為ニも可罷成と存候〔得者〕と被仰候ハ、

攝津守殿御聞被成、某も内々左様ニ

存候〔二〕由、被仰候而、則下野を被召、「此段可

然様ニてんそ〔天使〕・ゆうけきニ相談仕候様ニ」と

被仰付候、其時、梯七太夫・保家新十郎

兩人を和談之使ニ被申付、てんそ〔天使〕・

ゆうけき方へ参、和談之合点為致候處ニ

てんそ〔天使〕・ゆうけき釜山浦之城へ被罷出候

時、ゆうけき下野へ被申候ハ、對馬守様〔宗義智〕

（第一紙）

（第二紙）

官六人、出自鈞票、拏回至丹城地方、押送軍門、請旨監固、惟敬擒、日本之嚮導、中國之禍根、方得絶矣、

(21) 注(18) 吉永論文、二〇八頁¹⁹史料。原文は以下の通り。

〔日者九〕
……暑因蔭

啓仁来、得

將軍情札、詳審

將示意、深用為謝、松雲得語、沈

老偕往蔚山川辺、与

將軍決議、永以為好、蔣公邀 沈至宜

春、被

天朝拿去、遂違

厚意、……

(22) 惟敬市井惡棍、潛通外國、倡倭奴乞封之説、功計阻軍、致撤邊

守、辱國損威、法宜斬、(『明神宗実録』卷三百七、万曆二十五年(一

五九七)十二月癸亥(七日)条)

(23) 『光海君日記』卷四十九、光海君四年(一六一二)正月壬寅(七

日)条。ただし馬堂古羅が呈示した告身は万曆二十九年(一六〇二)のものであったという。

(24) 小野家文書一三五号、万曆二十五年(一五九七)信時老告身。

なお『宣祖実録』卷八十二、宣祖二十九年(一五九六)十一月乙未(三日)条、および同書卷八十四、宣祖三十年(一五九七)正月乙丑(十二日)条も参照のこと。

(25) 『光海君日記』卷十七、光海君元年(一六〇九)六月丙寅(十七日)条。

(26) 『光海君日記』卷二十九、光海君二年(一六一〇)二月壬子(八日)条。

(27) 『接待事目録抄』光海君四年(一六一二)三月条。

(28) 『接待事目録抄』光海君五年(一六一三)五月条。

(29) 『接待事目録抄』光海君五年(一六一三)八月条。なお武田又

五郎の子息の名は、武田家系図によれば「与助」であったという。田

代和生「受職人船の渡航」『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一

九八一年)八三頁。

(30) 注(4) 中村論文、六〇七〜六〇八頁。

(31) 万曆四十三年(一六一五)七月、馬堂古羅告身(開館二十周年

記念特別展図録『対馬と韓国との文化交流史展』長崎県立対馬歴史民俗資料館、一九九七年、三〇頁)。なお武田又五郎の受職人権益は、子息の与助ではなく、弟の又七(「馬勘七」)に継承されたようで、二

代目保家新十郎が父から受け継いだ「平信時」名義の告身とともに、

の書状から見た朝鮮軍と日本軍の裏面交渉」(川西裕也・中尾道子・木村拓編『壬辰倭乱と東アジア―秀吉の対外侵略の衝撃―』東京大学出版会、二〇二三年) 二八二頁注一。

(17) ただし惟政による加藤清正への接触は、明の朝鮮駐屯軍の指揮官である劉綎の許可のもと進められた結果であると言う。注(16) 金論文、二四二頁。

(18) 吉永光貴「史料紹介 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵『文英清韓長老記録』」(『東京大学日本史学研究所紀要』二七、二〇二三年) 二〇八頁翻刻史料。原文は以下の通り。

遊撃書_文

欽差副府沈 諭

先鋒清正知之、 本月二十六日接来書、知

先鋒欲見

本府、本府亦欲一見与

先鋒、善作販計、以完調戢之任、只録目下

経略朝鮮尚書刑老爺・

經理朝鮮都御史楊老爺・ 鎮守朝鮮大都督

麻老爺・併及副総兵参遊諸将、一時来到、係

本府分当迎候、^(請)精待接見之後、

本府即可東都臨慶州矣、我

天朝統馭属国、自有大體、出於礼法之外、 決不

容忍、為之

先鋒亦須知此大體、始終耐守、与正成・行長合

、意成、凶修睦隣好、則

貴国之幸、

先鋒之幸、餘俟再布、 不宣、 遊撃印

空 印

(19) 註(18) 吉永論文、二〇九頁^⑫史料。表面上段の原文は以下の通り。

右仰南原撥 發行

万曆二十五年六月初一日辰時

傍註到日、 季終類繳

(20) 六月十八日、平調信忽駕船九隻、帶倭五百至海邊、差人到宜寧、

喚惟敬講和、乃為朝鮮兵阻圍、其使又同張龍從陸路回釜山、楊元聞之

曰、「事急矣」、自南原星夜馳至宜寧十里許、迎見惟敬、方馱載狐貂先

行、楊元一見、問「倭情何如」、惟敬曰、「成不得了」、元云、「既成不

得、何不赴見本鎮、以符前言」、曰、「我且不去、明日往慶州、差人與

清正講和」、一月半方回、元視惟敬言、若往而色已變、當時與軍門差

書遺俺、亦此意也、俺下去當圖之、湖南有才人、切欲帶去耳、

(8) ○慶尚右兵使金應瑞書狀、要時羅當日早朝還入歸、前日與馬堂古羅・信時老相約之事、渠輩今欲圖謀、銀子二十五兩、先給信時老、牙兵宋忠仁等、一時入送、或焚其軍器・軍糧、或誘引開誘、則馬堂古羅曰、「先送信時老、觀清賊成陣與否形勢、然後乃能爲之、我則待信時老回還、入歸圖謀」云云、信時老亦言曰、「我今此入歸、觀彼陣形勢、忘身成事、我友馬多時稱名者、膂力過人、能爲如此之事、欲與此人圖之云云」、啓下備邊司、

(9) ……同月十六日、先送兩倭、探清賊之虛實、同倭等二十日回還言、「衝火之事、實不難、而適以朝鮮使送僧、方在其陣、事甚妨礙、倭幕、亦用版子粧之、又塗黃土、下雨連綿、無風以助、雖爲縱火、必不延蕪、故姑待後日更圖」云云、

(10) 『(高麗陣) 覚』では、陣所の建物を五〇軒ほど焼いたと称するが、誇張であろう。

(11) 『明神宗実録』卷三百八、万曆二十五年(一五九七)三月己酉(十九日)条。同条に楊方亨の復命の一部が収録されている。

(12) 十五日、沈惟敬自京到南原、接伴使李光庭・監司朴弘老從之、二十二日、惟敬向嶺南宜寧、接伴使從之、……○沈惟敬到宜寧、使人遡平行長、行長單騎出来、議話而還、惟敬力言「勿侵本國」、行長曰、

「我之心、天使已知之、清正等力主再舉、不聽吾言、為之奈何」云云、……○二十二日、沈惟敬自嶺南還南原仍留、接伴使從之、

(13) 一、ういねきニ而くわかいそ之御あつかい被成候時、彼梯七太夫、其使仕候、其人質清藏・新十郎・又五郎、ういねき之古城之内ニ家を作り、くわかいそ之御預り被成罷在候、其上ちんふい・はまん・ちんとう・こしよく・そてん・ういねき・これき、此七郡請取、七年間、田畠を作せ、日本之御方を敵之こたく仕候事、主君之御意と乍申、兩國和談之為、一命を不惜、苦勞仕候、彼七太夫・清藏・新十郎・又五郎・又七・清八、是等不存者、朝鮮國中ニ壺人も無之由御座候、

(14) 中村榮孝は注(4)論文にて武田家本『(高麗陣) 覚』を紹介した時、「くわがいそ」を「くわりいそ」と翻刻して「管理所」かと推測した(六〇〇頁)。しかし小野家本では「くわかいそ」「くわがいそ」と記されている。これが何を意味する語なのか不明であるが、「くわ」は「科」、「そ」は「使」か「所」に相当するか。「がい」については不明。

(15) 『宣祖実録』卷八十四、宣祖三十年(一五九七)正月甲寅(二十三日)条。卷八十九、同年六月癸巳(十四日)条。

(16) ただし加藤清正是惟政と直に接見することは拒んでいて、双方の代理人が意見を交換していたと言う。金函泰「泰長院文書」収録

る。しかし本史料では、冊封使が朝鮮から日本へ向かう往路の時期に発生したかのような記述が見られる。最後の一つ書きで、「沈惟敬が日本へ渡った」という記述などがそれである。また西生浦陣所焼き打ちの指令を、「てんそ^(天使)」と「ゆうげき^(遊撃)」が下したかのような描写が見られるが、時期的に見て、冊封使正使の楊方亨はすでに北京へ帰還してしまっているため、彼が焼き打ちを指令することはありえない。

③本史料においては、事柄の時系列が、終始曖昧な記述になっている。文中、年月を明記することがなく、日付の「十一日」「十六日」も、ある時点から数えて「十一日目」「十六日目」と解釈した方が妥当な箇所が見られる。

以上のような問題点がある。本史料は戦功を誇示した「為にする文書」であり、その記述を利用するには慎重な史料考察を要する。しかし「日本の御方を敵のごとく仕候事、主君の御意と申しながら、両国和談の為、一命を惜まず、苦勞仕候」(日本の味方を敵方のように(工作を)働いたことは、主君の命とは言え、(日朝)両国の講和のため、一命を惜まず苦勞した(ためのことである)「)という一文などは、日本と朝鮮との境目を行き来して生きた対馬島民ならではの重い言葉であり、実に味わい深い。そうしたマージナルマンたる対

馬島民の生々しい「本音」を探る上でも、本史料は非常に貴重であると思うのである。

(1) 丸山大輝「小野家文書について」(『対馬歴史研究センター所報』一、二〇二一年)

(2) 万曆二十五年(一五九七)信時老告身(小野家文書一三五号)、天啓三年(一六二三)平信時告身(同一三六号)。

(3) 小野家文書六四号。

(4) 中村栄孝「受職倭人の告身」(『日鮮関係史の研究』上、吉川弘文館、一九六五年、五九八〜六〇四頁)。現在、武田本は所在不明である。

(5) この事件に関する論考は、注(4)中村論文のほか、村井章介「西生浦城焼討作戦」(『日本中世の異文化接触』東京大学出版会、二〇一三年、四六四〜四六七頁)がある。

(6) 保家氏は寛永十四年(一六三七)頃から小野氏を名乗るようになった。注(1)丸山論文。

(7) ……焼營之事、人言清正之事矣、俺亦有此意思、而尙書曾以密

被虜人を刷還して受職を乞う者が増えたようで、光海君元年（一六〇九）六月十七日、刷還人数の数には拘らないが受職者の数を一〇人から一二人に絞る方針を、朝鮮朝廷は定めた。⁽²⁵⁾ そうしたなかの光海君二年（一六一〇）二月八日、被虜人を一五人ずつ刷還した藤信久と馬堂古羅（武田又五郎）に対し、褒賞と官職を与えることが決定された。⁽²⁶⁾

光海君四年（一六一二）三月には、馬堂古羅（武田又五郎）・信時老（保家新十郎）・世伊所（岡村清蔵）に与える受職人の冠服につき、その送付が東萊府使によって求められている。⁽²⁷⁾ この頃、馬堂古羅（武

田又五郎）は護軍の官職を帯びていたようで、光海君五年（一六一三）五月、馬堂古羅（武田又五郎）は自己の功績を述べて昇職を求めた。⁽²⁸⁾

同年八月、彼はまた老齡を理由に子息に官職を継承することを願い、護軍の告身を記念に留めておきたい旨を述べた。⁽²⁹⁾ 恐らくこの過程で自己や親族の功績を記した『（高麗陣）覚』が作成され、中村栄孝が指摘する通り、その成立年代は一六一三年であったものと思われる。そして昇進希望の念願がかない、光海君七年（一六一五）七月、馬堂古羅（武田又五郎）は「折衝將軍・僉知中枢府事」の告身を授与された。⁽³¹⁾

本史料『（高麗陣）覚』の成立背景には、受職人としての武田又五郎の官職昇進欲求があり、それゆえに彼と弟の又七の「戦功」——清正の陣所焼き打ち——を強調した内容が盛り込まれることとなった。本史料

の最後の一つ書きには、人質として漢城に拘留されていた保家新十郎が、明人や朝鮮人に見せた武芸の逸話が特記されており、覚書の作成には武田氏のみならず保家氏も関与していた可能性がある。また、この和文の覚書のしかるべき部分が漢文に直され、対馬側が朝鮮側に官職昇進要請を交渉する際、一助となったのかもしれない。

ただし本史料は、「戦功」を強調する余り、意図的な潤色や、経年による記憶の混乱の影響が随所に見られる。そうした問題を列記すれば、以下の通りとなる。

①冒頭の一つ書きで、一五九三年の平壤の戦いの後、明軍のさらなる追撃を防いだ軍勢を、島津義弘と加藤清正の軍勢であると記しているが、これは明らかな誤りである。実際に明軍の追撃を返り討ちにしたのは、小早川隆景である（碧蹄館の戦い）。

②本史料においては、「てんそ」^(天使)「両てんそ」^(伝奏)と「ゆうげき」^(遊撃)を分けて表記している。「てんそ」^(天使)「両てんそ」^(伝奏)は冊封使正使の李宗城と副使の楊方亨を、「ゆうげき」^(遊撃)は沈惟敬を指す。ところが万

曆二十四年（一五九六）四月に、釜山で李宗城が逃亡した結果⁽³²⁾、冊封使の正使は楊方亨に、副使は沈惟敬に繰り上がって再任命された。⁽³³⁾ 西生浦陣所焼き打ち事件はその翌年（一五九七年）三月に起きており、冊封使が日本から朝鮮へ戻った復路の時期に相当す

は慶州に向かった後の沈惟敬の様子の变化に不審を感じ、逮捕の手筈を整えた結果、沈惟敬は身柄を拘束されたことが分かる。なお沈惟敬の逮捕は、右に記された六月中旬の一ヶ月半後よりもさらに早く実行されたようで、惟政が清正にあてた七月一日付けの書簡に、次のように記されている。

【史料8】『文英清韓長老記録』文書⑱（宮内庁書陵部図書寮所蔵）

……日者（蔣希春）に蔣啓仁（蔣希春）来たるに因りて、將軍（清正）の情札を得、示意を將て詳審し、深く用て謝を為す。松雲（惟政）、沈老（沈惟敬）と語るを得、偕（とも）に蔚山（ウルサン）川辺に往きて、將軍（清正）と決議せんとす。永く以て好を為さんとし、蔣公（蔣希春）、沈（沈惟敬）を邀え、宜春（宜寧）に至らんとするに、天朝（たんてう）に拿去（だきよ）せられ、遂（つい）に厚意（こうい）に違（たが）う。……（21）

右に見える蔣啓仁（蔣希春）は、朝鮮の義兵の一人で、交渉のため加藤清正の陣営に出入りしており、ここでは惟政に清正の意向を伝える役割を果たしている。この書によれば、惟政は沈惟敬と対談し、蔚山近辺すなわち西生浦倭城に行つて清正と和議を決しようとしたと言ふ。そして蔣希春が沈惟敬を迎えるため宜寧に向かおうとしていた矢先に、沈惟敬は明将によって逮捕され、約束を果たすことができなくなった事情を清正に弁明している。その内容を信じれば、沈惟敬は惟政ともコネを作つて清正と交渉しようとしたわけで、藁をも掴む気持

ちで惟政と接触したのであろうか。そしてこの時に沈惟敬がいた場所が、やはり宜寧であることは、非常に興味深いことなのである。

なお逮捕された沈惟敬は北京へ連行され、万曆二十五年（二五九七）十二月七日、「惟敬は市井（しせい）の悪棍（あくこん）、外国に潜通（せんつう）し、倭奴（わど）の封を乞（こ）うの説を倡（とな）え、功計（こうけい）りて軍を阻（はば）み、辺守を撤するを致す。国を辱（はすかし）め威を損す。法として宜（よろ）しく斬すべし」と断罪（22）され、斬首に処された。

むすびにかえて

最後に、『（高麗陣）覚』が作成された動機についてまとめたい。本史料は、西生浦にあった加藤清正本陣の焼き打ち事件や、巨濟島における戦船多数化偽装工作など、講和・停戦をめぐる対馬の工作活動が「戦功」として叙述され、梯七太夫・岡村清蔵・保家新十郎・武田又五郎・武田又七・薩摩清八らの功績を書き列ねる。この六名のうち、武田又五郎と又七の功績を強調する筆致が散見される。まずは武田氏の動向に注目すると、以下の通りである。

馬堂古羅（またちくろ）（武田又五郎）の自称によれば、彼は丙申の年（二五九六）に受職人となったという。（23）この年は信時老（保家新十郎）が受職された年でもあり、その告身の現物が小野家文書に伝来している。（24）二年後に慶長の役が終結し、朝鮮と対馬の通交が復活（一六〇三年）すると、

ることを欲す。只だ目下、経略朝鮮尚書刑老翁・經理朝鮮都御史
楊老爺・鎮守朝鮮大都督麻老爺、併せて及び副総兵参遊諸將、一時に来到するに縁り、本府の分当迎候に係る。接見を請い待つ
の後、本府は即ち東都して慶州に臨むべし。我が天朝、属国を
統馭し、自ら大体有り。礼法の外より出るは、決して容忍せず。之
れが為めに、先鋒も亦た須らく此の大体を知り、始終耐守すべ
し。正成・行長と与に合意して成り、修睦隣好を図れば、則ち貴国
の幸い、先鋒の幸いならん。余は再布を俟て。不宣。遊擊印

空 印

この加藤清正にあてた沈惟敬の論文は、六月一日必着の旨が包紙に記されており、かつ本紙冒頭の記述によれば、五月二十六日に、加藤清正の方から接触を希望する書が到来したと言う。【史料4】に示したように、小西行長との交渉が不調に終わり、いよいよ追い詰められていた沈惟敬は、清正からの接触をこれ幸いとして便乗し、戦火の再燃を阻止すべく、講和実現の最後の賭けに出たのであろう。そして邢玠・楊鎬・麻貴や副総兵ら明の高官が朝鮮にやって来ることを強調し、その権威を借りて談判に臨もうとしたものと思われる。しかしその企ては、当の明の副総兵の楊元らにより、あえなく碎かれた。

【史料7】諸葛元声『両朝平壤録』万曆二十五年六月十八日条

六月十八日、平調信忽ち船九隻に駕し、倭五百を帯びて海辺に至る。人を差わし宜寧に到り、惟敬を喚び和を講ず。乃ち朝鮮兵の為め阻まれ回る。其の使又た張龍と同じく陸路より釜山に回る。楊元之れを聞いて曰く、「事急なり」と。南原より星夜馳せて宜寧に至ること十里許、惟敬を迎見し、方馱に狐貂を載せ先行す。楊元一見して問う、「倭情は何如」と。惟敬曰く、「得ざるに成り了んぬ」と云云。「既に得ざると成れば、何ぞ本鎮に赴見し以て前言と符せざる」と。曰く「我且に去かず。明日、慶州へ往き、人を差わし清正と和を講ぜん」と。一月半に方に回る。元、惟敬の言を視るに、往きて色の已に変わるが若し。當時、軍門と差官六人、鈞票を出自し、拏え回りに丹城地方に至り、軍門に押送し、旨を請いて監固す。惟敬擒われて、日本の嚮導、中国の禍根、方に絶つを得たり。

すなわち六月十八日に朝鮮沿岸に到着した柳川調信から、使者が宜寧に発せられ、沈惟敬を呼んで講和交渉をしようとしたが、朝鮮の兵に阻まれ実現しなかった。これを聞いた楊元が、南原から宜寧まで急行して沈惟敬と対面して、日本軍の情勢を問うたところ、情報収集に失敗した旨の返答を得た。そして沈惟敬は、慶州へ赴き清正のもとへ使者を遣わし講和交渉を試みることを告げた。その一ヶ月半後、楊元

（宜寧）ういねきの古城の内に家を作り、くわかいその御預りなされ罷り在り候、其の上ちんふい・はまん・ちんとう・こしよく・（酒川）そてん・ういねき・これき、此の七郡請け取り、七年間、田島を作らせ、日本の御方を敵のごとく仕り候事、主君の御意と申し乍ら、兩國和談の為、一命を惜しまず、苦勞仕り候、彼の七大夫・清藏・新十郎・又五郎・又七・清八、是等、存ぜざる者、朝鮮国中に壺人もこれ無き由御座候、

宜寧邑城にて、岡村清藏・保家新十郎・武田又五郎らが「くわがいそ」なる人物に人質として預けられていたと言う。「くわかいそ」が誰であるのか、はっきりしないが、西生浦陣所の焼き打ちを差配した慶尚右兵使の金応瑞のことを指すのであろう。金応瑞は当年正月二十三日と六月十四日に宜寧に滞在していることが『宣祖実録』で確認できるため、少なくとも宣祖三十年（一五九七）には、金応瑞は宜寧を根拠に活動していたと考えられるためである。以上により、清正の西生浦陣所の焼き打ちは、宜寧に集結した沈惟敬・金応瑞と岡村清藏ら対馬島民によって、計画され、差配され、実行されたのではないか、という推定が成り立つのである。

ではなぜ沈惟敬は清正の西生浦陣所を焼き打ちさせようとしたのであろうか。実は三月十八日に、加藤清正は義兵僧ひきいる惟政（松雲

大師）と、西生浦の陣所で講和談義を行っていた。【史料3】に見える「朝鮮使送の僧」がまさにそれに当たる。焼き打ちを試みたのが三月十六日から二十日の間であることを見ても分かるように、恐らく沈惟敬は、従来の日明講和ルート（沈惟敬―小西行长）からはずれた日朝講和ルート（惟政―加藤清正）を潰すために、この焼き打ちを行わせたのではなからうか。結局、この西生浦における講和談義は、惟政と清正双方の激論のすえ破綻に終わるのであるが、そうした講和談義の成否の情報入手することができれば、放火が失敗に終わっても、沈惟敬にとっては十分な成果を得たことであろう。

三、加藤清正に接近した沈惟敬とその最期

ところで（惟政―加藤清正）の講和談義が破綻するや、沈惟敬は交渉相手を小西行长から加藤清正にあっさり乗り替えて、講和を模索するようになった。

【史料6】『文英清韓長老記録』文書⑩（宮内庁書陵部図書寮所蔵）

遊撃書文

欽差副府沈、先鋒清正に諭す。之れを知れ。本月二十六日に接来せる書に、先鋒、本府と見えんと欲するを知れり。本府も亦た先鋒と一たび見え、善く版計を作し、以て調戢の任を完うす

右にある通り、宣祖三十年（一五九七）三月十六日に、両倭すなわと岡村清蔵と武田又七が清正の陣所の探索のため派遣され、同月二十日に帰還して、こう述べた。「火をつけるのは簡単であるが、たまたま朝鮮からの使僧（後述）が清正の陣所に滞在しており、支障が起きた。陣所の建物は板材で出来ているが、壁土が塗られ、連日の雨で濡れていて風も無く、火をつけたところで延焼しそうにない」と言って、結局、放火は不首尾に終わったことが分かる。¹⁰

二、焼き打ち事件の背景

以上のように、西生浦陣所の焼き打ちをめくり、武田又五郎と保家新十郎および岡村清蔵と武田又七ら対馬島民と、慶尚右兵使の金応瑞の連携を確認することができるが、沈惟敬とはどうリンクしたのであるか。『(高麗陣)覚』では、冊封使と沈惟敬が焼き打ちの指令を下したと言うが、冊封使の正使である楊方亨は、万曆二十五年（一五九七）三月十九日の時点で、明の北京に帰還しているため、指令を出したとは考えられない。いっぽう副使の沈惟敬は、正使とは別行動をとっており、明に帰国せず朝鮮慶尚道宜寧に滞在していた。

【史料4】趙慶男『乱中雜録』卷三、^(一五九七)丁酉二月〜三月条

(二月)十五日、沈惟敬、京より南原に到る。接伴使李光庭・監

司朴弘老、之れに従う。二十二日、^(沈惟敬)惟敬、嶺南の宜寧に向かう。^(李光庭)接伴使、之れに従う。……○沈惟敬、宜寧に到る。人をして^(小西行長)平行長に邀えしむ。行長、単騎にて出来し議話して還る。^(沈惟敬)惟敬、力めて言うに「^(朝鮮)本國を侵すこと勿れ」と。行長、曰く「我の心、天使已に之れを知れり。清正等、力めて再挙を主り、吾が言を聴かず。之れを奈何せん」と云云。……○^(三月)二十二日、沈惟敬、嶺南より南原に還りて仍お留む。^(李光庭)接伴使、之れに従う。⁽¹²⁾

『大東野乘』第六冊、四七頁・四九頁・五一頁)

すなわち沈惟敬は、宣祖三十年（一五九七）二月二十二日に、全羅道南原から慶尚道宜寧に向かい、宜寧にて小西行長と会談を行い、日本軍の再侵略が避けられないことを行長から告げられていた。そして沈惟敬は三月二十二日までに南原に戻っている。すなわち清正の西生浦陣所の焼き打ちが行われた推定時期（三月十六日から二十日）と、沈惟敬が宜寧に滞在していた時期が重なっていることが分かる。加えてこの宜寧には、焼き打ちを試みた岡村清蔵ら対馬島民も滞在していたことが、『(高麗陣)覚』の記述から確認できるのである。

【史料5】『(高麗陣)覚』(対馬歴史研究センター所蔵、小野家文書)

一、^(宜寧)ういねきにてくわかい^(不明)その御あつかいなされ候時、彼の梯七

太夫、其の使仕り候、其の人質^(岡村清蔵)清蔵・^(保家新十郎)新十郎・^(武田又五郎)又五郎、

下のような発言をしたと言う。

【史料1】『宣祖実録』卷八十五、三十年二月己巳（八日）条

……營を焼くの事、人、清正の事を言えり。俺も亦た此の意思有り。而して尚書（石星）曾て密書を以て俺に遣わし、亦た此の意なり。俺下去して当に之れを（全羅道）湖南に才有る人、切に帯同して去くことを欲するのみ。

すなわち加藤清正の陣所を焼き打ちしたいとする意志を示し、かつ明の兵部尚書の石星も同じ意志を示したことを述べた。そして才覚のある全羅道人を連れて下向する意向を国王宣祖に表明したのである。ついで一ヶ月半後、焼き打ち計画に関する、次のような慶尚右兵使金応瑞の書状が、漢城に到着した。

【史料2】『宣祖実録』卷八十六、三十年三月丙午（十六日）条

○慶尚右兵使金應瑞の書状に、「要時羅（与四郎）、当日早朝に還入して帰る。前日馬堂古羅（又五郎）と信時老（新十郎）相約の事、渠の輩、今謀を（はかり）図らんと欲す。銀子二十五両、先ず信時老（新十郎）に給す。牙兵宋忠仁等、一時に入送し、或いは其の軍器・軍糧を焚き、或いは誘引開誘すれば、則ち馬堂古羅（又五郎）曰く、『先ず信時老（新十郎）を送り、清賊陣を成すの与否と形勢を観て、然る後、乃ち能く之れを為さん。我、則ち信時老（新十郎）の回還を待ち、入帰し謀を（はかり）図らん』と云云。信時老亦た言いて曰

く、『我、今此れ入帰し、彼の陣の形勢を觀れり。身を忘れて事を成す事、我が友馬多時（又七）と名を称する者、膂力人に過ぎ、能く此くの如きの事を為す。此の人と与に之れを（はかり）図らんと欲す』と云云」と。備邊司に啓下せり。

すなわち金応瑞は、保家新十郎（信時老）に工作費として銀二五両を渡し、牙兵の宋忠仁を送って、清正陣所の焼き打ちと、投降兵の勧誘をしようとしたところ、武田又五郎（馬堂古羅）が、「まずは新十郎に清正の陣所の偵察をさせよ」と言い、新十郎も「我が友である武田又七とともに焼き打ちを実行したい」と提案した。そして四月二十一日に、また漢城に金応瑞の馳啓が到着し、実際に焼き打ちのため派遣されたのは岡村清蔵（世伊所）と武田又七（馬多時之）であることを述べたのち、以下のような顛末を報告した。

【史料3】『宣祖実録』卷八十七、三十年四月辛巳（二十一日）条

……同月十六日、先ず両倭を送り、清賊（清正）の虚実を探る。同倭等、二十日に回還して言く、『火を衝けるの事、実に難しからず。而れども適ま朝鮮使送の僧、方に其の陣に在るを以て、事甚だ妨礙す。倭幕亦た版子（板子）を用いて之れを粧し、又た黄土を塗る。雨下ること連綿、風の以て助くる無し。縦ままに火を為すと雖も、必ずしも延蕪せず。故に姑く後日更に（はかり）図ることを待たん』と云云。

【史料紹介①】

対馬小野家文書『(高麗陣)覚』について

米谷 均

はじめに

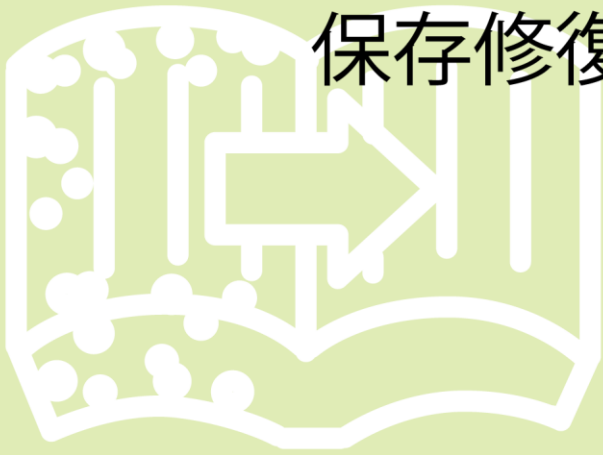
対馬市上県町伊奈の小野家が所蔵していた小野家文書は、二〇〇四年に長崎県が購入し、現在は長崎県対馬歴史研究センターの所蔵となつている史料群である。⁽¹⁾ 同家文書群には、朝鮮政府から軍官職を授与された告身⁽²⁾のほか、軸装された卷子状の覚書(便宜上『(高麗陣)覚』⁽³⁾と称する)が伝来し、慶長の役勃発直前の朝鮮情勢に関する興味深い記述がある。その法量は、縦三二、二cm、横四四五、八cmで、一一枚の紙を接ぎ合わせた上に文字が筆写されている。この『(高麗陣)覚』と内容の酷似した史料が、中村栄孝によつて紹介されており、対馬市上県町志多留の武田家文書の史料であつたと言ふ。⁽⁴⁾ 小野家本と武田家本の『(高麗陣)覚』は、文字の表記方法や末尾の注記の有無を除けば、内容はほぼ同様であり、ともに祖本を同じくするものと推定される。

一、西生浦陣所焼き打ち事件

本史料は、慶長の役勃発期の宣祖三十年(一五九七)三月に起きた、対馬島民による「加藤清正の西生浦陣所焼き打ち事件」⁽⁵⁾や、対馬島民による偽装工作について叙述しており、梯七太夫・岡村清藏・保家新十郎・武田又五郎・武田又七・薩摩清人ら対馬島民が、日明講和ならびに停戦交渉に尽力した功績を特に強調している。右六人のうち、保家⁽⁶⁾(帆開)新十郎は小野家の先祖にあたる人物である。また本史料は、①宗義智と相談した小西行長が、柳川調信に対し、冊封使と沈惟敬との講和交渉を命じたこと、②柳川調信と面談した沈惟敬が、加藤清正の本陣焼き打ちを対馬島民に実行してもらいたいと懇請したこと、③調信から焼き打ち実行を命じられた武田又五郎と又七は、清正本陣がある西生浦に赴いて放火を試み、在陣の兵に消火されてしまったが、五〇軒ほど焼失するに至ったこと、④武田又五郎と又七は、冊封使の書付を得て再度焼き打ちを執行しようとしたが、通行を阻まれ釜山に帰還したこと、⑤冊封使は武田又五郎と又七の労をねぎらい、朝鮮国王に命じて彼らに官職を与えるよう、沈惟敬に斡旋を命じたこと、などの経緯を記している。こうした対馬側の動向は、朝鮮側の『宣祖実録』にこれを裏付ける史料がある。宣祖三十年(一五九七)二月八日、漢城の崇礼門の近くで国王宣祖が催した餞別の宴席にて、沈惟敬は以

||

保存修復



「維持管理行為」と「本格修理」の2本柱で、 重要文化財「対馬宗家関係資料」の修理に取り組んでいます。

維持管理行為

維持管理行為とは、クリーニング(ホコリ払い)、フラットニング(折れ・シワ伸ばし)、ブリッジ(繕い)を主とするメンテナンス行為の総称です。損傷度の低い史料を対象としており、平成21年(2009)度から実施しています。

原則として、国の指定文化財(国宝・重要文化財)は、選定保存技術を有し、国立博物館の修理室を利用できる団体が修理を行うこととなっています。しかし、対馬の地理的特性や、「対馬宗家関係資料」の膨大さが考慮され、現地・対馬での維持管理行為が文化庁(国)から認められています。国の指定文化財の維持管理行為が認められているのは、全国でも当センターだけです。

維持管理行為は文化庁、修理工房 宰匠株式会社ざいしょうの指導のもと行われています。なお、表紙の修理、綴じなどの史料の審美(見た目)に関わるものは、現地研修の際に宰匠の技師によって行われます。

日記類(毎日記)1冊を修理するのに、当センター職員の作業と、宰匠技師の作業が必要であり、長いもので6ヶ月かかります。維持管理行為は、それほど忍耐力と集中力が必要な作業なのです。

クリーニング



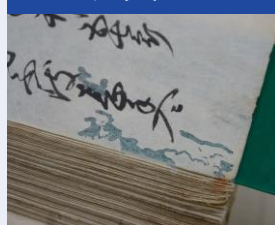
史料の表面や綴じ部分(ノド)に溜まったチリやホコリ、虫の死骸、糞などを柔らかい刷毛で取り除いていきます。刷毛では取れにくい場合には、文化財専用ミュージアムクリーナーを使います。

フラットニング



電気コテ(電気アイロン)と、コントローラーという温度を調節する道具を使用して、高温になりすぎないように注意しながら、折れやシワを一枚ずつ伸ばしていきます。

ブリッジ



虫害によって生じた穴は、史料の更なる裂けや破れを生じさせる原因になります。ブリッジは、穴よりも一回りほど大きな和紙を使って繕っていく作業で、工程の中でも特に時間と根気が必要です。

現地研修の様子



作業箇所の確認、表紙の修理、綴じなどが行われます。また、作業を保留にしておいた部分についても指導を仰ぎます。修理の仕様については都度協議し、より完成度の高い修理を目指していきます。

令和5年度維持管理行為の成果紹介

令和5年度は16点の修理を完了しました。



最終月の冊子は、ヨレやシワが著しかったため、フラットニングは根気のいる工程となり、時間も要しました。(Aa-1-294)



Aa-1-294 旧整理ラベル除去



Aa-1-296 総括綴じ

宰匠技術者による現地研修の際には、当センターでの修理作業が完了した毎日記に、旧ラベル除去、綴じ作業、糊挿し、補強といった「総仕上げ」が行われます。

修復室豆知識



Aa-1-294 糊離れした付箋の糊挿し

古文書には「付箋」や「付紙」と呼ばれる紙片がついていることがありますが。糊が剥がれて元の場所がわからなくなっている場合は、紙片と本文に書かれている内容や、一致する糊跡の有無などを精査し、学芸員・史料調査補助員・技術者の全員で総合的に判断して、元の場所を特定し、可能な限り元に戻します。観察力と知識を必要とする、重要な修理のひとつです。

対馬宗家関係資料の本格修理

維持管理行為では対処できないほど損傷の激しい資料は、選定保存技術を有する国宝修理装
潢師連盟加盟工房である修理工房宰匠株式会社に委託して修理を行っています。

修理は国・対馬市の補助金のほか、公益財団法人朝日新聞文化財団からの文化財保護助成を
得て県で行っています。

令和5年度の本格修理では下記の資料(計17点)を修理しました。

日記類

毎日記(Ba-35)

毎日記(Ba-36)

記録類

御至願記録 一(檜垣-22)

御至願記録 二(檜垣-23)

御至願記録 三(檜垣-24)

御至願記録 四(檜垣-25)

御至願記録 五(檜垣-26)

[国書・別幅写](檜垣-62)

訳官より差出候書付四通并和解共(記録類Ⅱ-23-K-13)

[抜荷一件記録](記録類Ⅱ-23-O-7-0)

朝鮮人御礼之次第(記録類Ⅱ-23-A-125)

御印替参判使記録(記録類Ⅱ-23-B-31)

御印替参判使記録(記録類Ⅱ-23-B-32)

御印替参判使御書翰往復控(記録類Ⅱ-23-B-33)

御印替参判使記録(記録類Ⅱ-23-B-34)

絵図類

御饗応被成下御礼式之絵図(絵図類V-21-3)

[信使饗応間取図](絵図類V-52)

※いずれも()内は対馬宗家文庫史料の管理番号

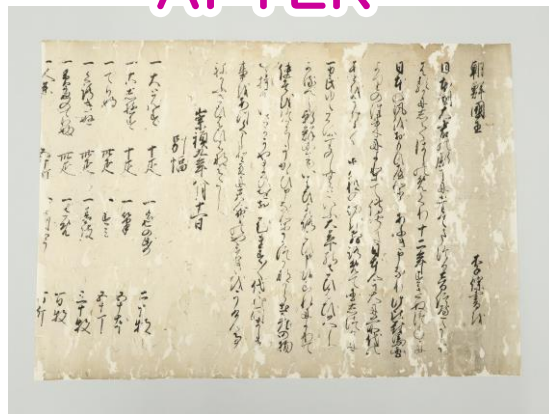
令和5年度本格修理の成果一部紹介

BEFORE



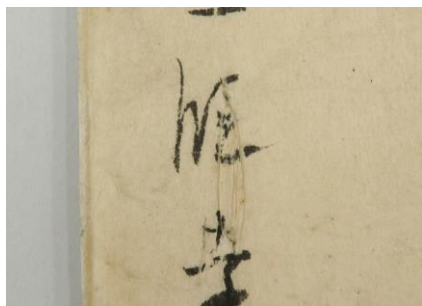
檜垣-62 [国書 別幅写] 修理前

AFTER



檜垣-62 [国書 別幅写] 修理後

虫食いが激しく、取り扱うことができませんでしたが、^{すきばめ}漉嵌を施すことにより安全に取り扱えるようになり、判読できる文字も増えました。



記録類II-23-K-13

^{こよ}紙縫りの上に文字が書かれていました。紙縫りを新調した場合、文字情報が失われることとなります。

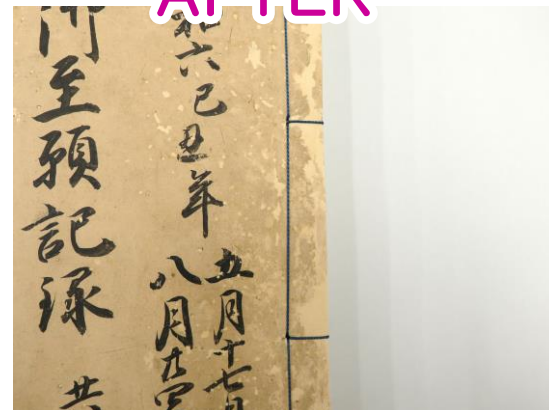
本冊子は丁数も少なく、紙縫りを再使用した場合でも結び直すことが可能であり、強度的な問題もありませんでしたので、紙縫りは再使用することとしました。

BEFORE



檜垣-22 御至願記録 一 修理前

AFTER



檜垣-22 御至願記録 一 修理後

綴じ糸が切れていたため、新調した絹糸で綴じ直し、元の装丁に仕立てました。

「対馬宗家関係資料」の第2期修理計画

R2(2020)日記類2点 + 記録類8点 + 典籍類10点 + 絵図類5点

R3(2021)日記類2点 + 記録類7点 + 一紙物23点 + 絵図類4点

R4(2022)日記類2点 + 記録類8点 + 奉書類2点 + 絵図類4点

R5(2023)日記類2点 + 記録類13点 + 絵図類2点

R6(2024)日記類2点 + 記録類22点 + 絵図類4点【予定】

「高麗版一切経」の本格修理

対馬歴史研究センターは、^{たくすだま}多久頭魂神社から重要文化財「高麗版一切経」の寄託を受けていることから、本格修理への技術的支援を行っています。

なお、保存修理にあたっては、国・県及び対馬市の補助金のほか、公益財団法人住友財団の文化財維持・修復事業助成を受けています。

第2期修理計画は令和5年度に完了し、令和6年3月28日(木)に、修理を終えた3巻146冊の經典が3年ぶりに対馬に返却されてきました。令和6年度からは第3期修理計画が開始される予定です。

第2期修理計画概要

事業主体

宗教法人多久頭魂神社

事業年度

令和3年度～令和5年度(3ヵ年)

修理対象

高麗版一切経のうち3巻146冊



修理工程



修理完了した經典



多久頭魂神社関係者による確認の様子

高麗版一切経とは

高麗王朝が11世紀に作成した仏典の集大成である一切経の版木はモンゴル軍のために焼失したが、間もなく版木が再造され、現在は韓国・海印寺が所蔵している。

本経は15世紀に印刷され、宗氏によってもたらされて対馬の地に長く伝来した。
(文化庁ホームページ国指定文化財等データベースより抜粋)

III

国内外の研究 機関との連携



共同研究

対馬歴史研究センターでは、東京大学史料編纂所・2023年度一般共同研究として、本センター寄託の西山寺（厳原町国分）関係文書に関する共同研究を実施しました。

江戸時代、対馬には以酏庵が設置され、京都五山から派遣された輪番僧が外交文書の起草などにあたっていました。一方、対馬からも釜山倭館にあった東向寺の僧や清書役僧などを輩出し、以酏庵を中心とする外交機構を補完していました。こうしたことから、近年では、対馬の臨済宗寺院を統括していた西山寺にも注目が集まっていますが、その実態はいまだ十分には解明されていません。

本共同研究は、西山寺に伝来する文書・資料群を調査することで、近世日朝関係における朝鮮外交システム研究のさらなる深化を図ることを目的としています。

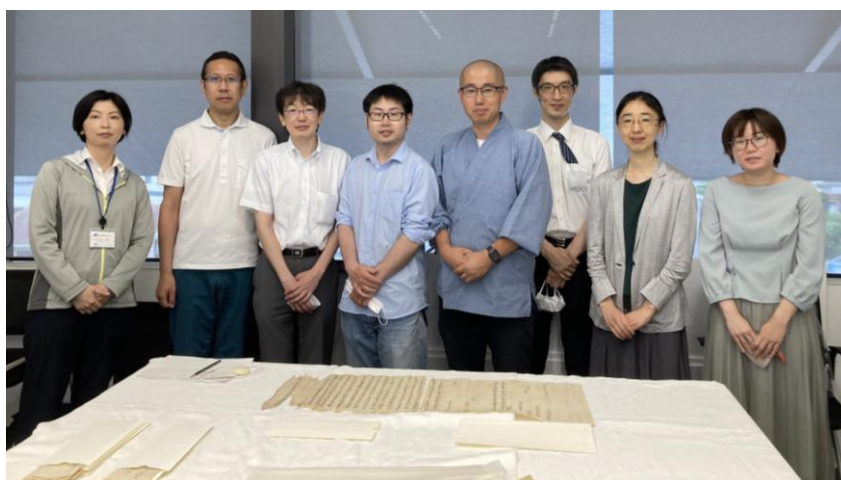
- 申請課題名 対馬西山寺関係文書の総合的研究
- 申請者 顧 明源 (九州大学大学院比較社会文化研究院・特別研究者)
- 共同研究者 川本 慎自 (東京大学史料編纂所・中世史料部門・准教授)
- 伊藤 幸司 (九州大学・教授)
- 程 永超 (東北大学・准教授)
- 山口 華代 (長崎県対馬歴史研究センター・係長)

令和5年6月26日(月)・27日(火)の2日間にわたり、共同研究者が本センターに集まり、西山寺文書の詳細目録を作成するための調査を行いました。また、あわせて東京大学史料編纂所(須田牧子准教授・岡本真准教授)によるデジタル写真撮影も実施しました。

この調査をもとに、目録の作成や西山寺関係文書のうち貴重な日朝関係史料について翻刻を進めています。成果については、今後のセンター所報で紹介していきます。



調査の様子



左から、山口・伊藤・川本・顧・西山寺 田中節竜住職・岡本・須田・程(令和5年6月27日撮影)

IV

情報発信



令和5年度平常展特集

「対馬の古文書展」概要報告

山口 華代

はじめに一平常展特集開催までの経緯

令和5年9月22日（金）から10月9日（月）まで、対馬博物館では平常展特集「対馬の古文書展」（以下、企画展と省略する）を開催した。この企画展は、9月23日（土）～25日（月）にわたり、対馬市で開催された日本古文書学会¹第55回学術大会にあわせて企画されたものである。

開催までの経緯をまとめておくと、令和4年11月、日本古文書学会理事の佐伯弘次氏（九州大学名誉教授）が対馬博物館を訪問したことに始まる。佐伯氏からは、日本古文書学会の説明とともに来年度に対馬市で日本古文書学会の学術大会を開催すること、また大会開催にあわせて対馬博物館で中世文書の史料見学会ができないかとの打診があった。対馬博物館の町田一仁館長はこの申し出を受け、さらに大会当日だけの史料見学会で終わらせるのではなく、一般来館者にも幅広く観覧ができるように特別展示室を使った企画展の開催を提案した。こうして対馬の古文書展を開催することが決定した²。

この時点で企画展の開催まで1年を切っており、効率的に準備を進めるために、当初段階でいくつかの取決めを行った。一つ目が、展示監修に佐伯弘次九州大学名誉教授に入らせていただくことである。佐伯名誉教授は対馬の中世史が御専門であり、上対馬町誌編纂事業では町内の中世文書を多数掲載した史料編を刊行するなど、島内の中世文書に通暁されていることから、史料選定や全体の構成など企画展全体の根幹にかかわる重要な部分を担っていただいた。二つ目に、展示は長崎県・対馬市がそれぞれ所管し対馬博物館に収蔵している中世文書を中心にする事とした。時間的制約があることから、館蔵資料をメインとし、個人蔵の中世文書の展示は最小限にとどめた。

本稿は、企画展の開催趣旨や展示構成のほか、各家文書の概要をまとめた。巻末には出品史料の図版、基礎情報、キャプション等を掲載した。企画展の図録は作成していないので、本稿を図録の代わりとしていただければ幸いである。

1 企画展の開催趣旨及び概要

1.1 開催趣旨

対馬は全国的にみても古文書、とくに中世文書が多数伝来している地域として注目を集めてきた。対馬の旧家では、対馬島主から発給された古文書を「御判物」と称し、所領や公事（税）の免除など付与された特権を保障し、また宗氏との主従関係を示すものとして大切に保管した。明治・大正期から古文書採訪が行われたが、とくに戦後は学術調査の環境が整ったことから、次々に古文書採訪が実施された。こうして多くの古文書の存在が明らかになり、対馬の歴史研究の進展に大きく寄与した³。

本センターは、上記学術調査の対象にもなった対馬の家文書を多数収蔵する。その多くが前身の県立対馬歴史民俗資料館（昭和52年度～令和元年度）時代に蒐集したものである。しかしながら、長らく専門の学芸員が不在であったこと、また平成20年代以降は中核資料である対馬宗家文庫史料の悉皆調査を優先していたことなどから、家文書を紹介する機会はほとんどなかった。

この企画展では、対馬の旧家に伝わるさまざまな中世文書を一挙に公開した。地元・対馬において、これだけ多くの中世文書を展示・公開する機会は初めての試みである。

対馬の中世文書の特徴については、佐伯弘次名誉教授がまとめているので、全文を紹介する（展示会場に掲示）。

対馬の中世文書

対馬は古文書の宝庫と言われます。それには二つの意味があります。

一つは約8万点あるとされる宗家文庫史料の存在です。いま一つは、島内の各家・寺院・神社などに所蔵される中世文書の多さです。佐藤進一『古文書学入門』（法政大学出版局、1971年）にも、「対馬には、中世に島主として、江戸時代に藩主として君臨した宗氏の発給した鎌倉時代以来の文書が、今日なお多数伝わっている」と記されています。対馬のように、どこの集落にも中世文書があるという地域は他にはありません。

対馬藩は、江戸時代に何度か「御判物写^{ごはんもつうし}」という事業を行いました。これによって家々の家格が決まるという側面があったので、島主（藩主）の文書は意図的に大事にされ、残されました。その反面、そうではない私文書の類いはあまり重要視されず、多くは廃棄されました。また対馬には、島主や郡主が元服させたり、名前の一字や官職などを与える文書が多く残っています。こうした儀礼的な文書は、政治的にも重要な意味を持っていました。15世紀になると、対馬と朝鮮との交流が活発になります。それに応じて、朝鮮に関連する文書も多く作成されました。ただし、朝鮮から直接出

された文書はあまり残っていません。

対馬の中世文書は、

- ① 他地域の文書に比べて、紙が小さく、薄い。
- ② 折紙(紙を半分に折って使用した文書)の文書が多い。
- ③ 付年号(年号を月日と別行に書く形式)の文書が多い。
- ④ 仮名書きの文書が多い。

といった特徴があります。また、明治維新以来、多くの古文書が所蔵者とともに島を離れました。こうした文書の追跡調査が望まれます。

展示監修 佐伯弘次(九州大学名誉教授)

1.2 企画展の概要

企画展名 対馬の古文書展
会 期 令和5年9月22日(金)
～10月9日(月)
※木曜休館
開催場所 対馬博物館 特別展示室1・2
主 催 対馬博物館・長崎県対馬歴史
研究センター
観 覧 料 平常展示の観覧料又は
年間観覧券の提示が必要
展示監修 佐伯弘次九州大学名誉教授

1.3 展示構成

今回の企画展では、対馬の中世文書を

きるだけ多く展示することを主眼に、各家文書から1点ないし2点の古文書を選定することとした。とくに章立ては設けず、鎌倉時代後期から江戸時代初期までの史料を時代順に展示した。

当初は特別展示室1室のみでの展示を考えていた。ところが、寄託者や個人所蔵者との出陳交渉を進めていくと、所蔵者の方々は博物館での展示に前向きであったため、想定よりも多くの中世文書の出陳が可能となった。それにともない展示スペースが手狭となったことから、思い切って展示室2室を使用した。

展示した史料は、参考出品も含めて20件24点。内訳は、県が所有・寄託受入等をしているもの19点、対馬博物館の所有が3点、個人所有が2点。このうち、国重要文化財が3点(「小田家文書」2点、「高麗版大般若経」1点)、長崎県指定有形文化財が1点(「朝鮮国告身」という構成となった。参考出品の「国絵図」(対馬博物館所蔵)は、対馬に在住していた陶芸家・小林東五氏からの寄贈資料である。

また、観覧者の理解を深めるため、展示ケースの壁面には説明パネルを設置した。集落の地理的特性・神社仏閣・伝承・著名な文化財などの関連情報を、写真や地図情報とともに掲載し、対馬に土地勘のない方や対馬の歴史知識のない方でも理解できるよう努めた。

2 各家文書の紹介

ここでは各家文書の伝来・内容等を簡単にまとめた。

おやま
大山小田家文書（対馬歴史研究センター所蔵）

与良郡大山村（現・美津島町大山）の給人小田家に伝来する中世文書である。

昭和 42 年～同 43 年（1967～68）の国士舘大学による古文書調査では、小田家の本流は絶え、母方の縁戚である庄司家（厳原町田淵）の所蔵となっている⁴。平成 14 年（2002）に佐伯弘次氏・有川宜博氏の両氏によって翻刻・紹介⁵され、のち県有資料となった。

大山小田家文書は卷子装であり、文書の配列はおおむね年代順。鎌倉時代 3 通、南北朝時代 9 通、室町時代 16 通、戦国時代 19 通、近世 1 通の計 48 通で構成されている。文書の多くはもと折紙であったと考えられ、上下を切断し、切紙になった状態で継がれている。文書の右端上に通番が記され、文書と文書とのあいだの継ぎ目には割印が捺されるなど、成巻した際の文書整理の状況を垣間見ることができる⁶。

文書からは、大山氏が網による漁業、塩屋での製塩などに従事し、労働者を使役させていたこと、対馬の豊富な水産資源を活用しながら、朝鮮半島や北部九州へ販売・

交易のために往来していたことなどがうかがえる。こうしたことから学術的価値が高い史料として、平成 24 年（2012）9 月 6 日付けで国重要文化財に指定された⁷。

島居家文書（対馬歴史研究センター寄託）

三根郡木坂村（現・峰町木坂）の島居家に伝来する約 90 点の中世・近世文書である。島居氏は、対馬宗氏をはじめ尊崇を集めていた上津八幡宮（現・海神神社）の社家のひとつである。

南北朝から近世初期までの古文書は約 60 点で、文書は成巻されず、原装を保っている。「宗家御判物写」享保書上では、「木坂八幡宮司 嶋居貞之助」所蔵分として、対馬島主からの知行宛行状や宮司職宛行状が掲載されている⁸。そのほかの中世文書は、土地売渡状などの土地関係文書、書状などがある。ちなみに、対馬現存古文書中の最古のものの一つと評された安貞 2 年（1228）9 月 11 日付け国宣裁許状は、残念ながら伝わっていない⁹。

近世文書は、歴代の対馬藩主から島居家あてに発給された「木坂八幡宮社役之事」を任命する御判物が残されている。中世文書は全体的に状態がよくないため、今後の公開・活用に課題を残している。

うづ
豆殿内山家文書（対馬歴史研究センター所蔵）

豆酩郡豆酩村（現・巖原町豆酩）の給人・内山家に伝来する中・近世文書群。内山氏は、久和氏や小森氏などと同様に、宗助国の弟・惟宗右馬次郎盛就を祖とする家柄である。本家は府中に移っているが、この内山家は豆酩村に在住した。対馬藩主からの御判物は所持していないが、19世紀初頭、内山善治の代に足軽より無足給人に召し出され¹⁰、そのまま幕末を迎えたようである。

中世文書は昭和時代に2巻に成巻されており、14世紀後半の南北朝時代から戦国時代にいたる文書がおおむね年代順に並んでいる。対馬島主からの発給文書はなく、守護代や郡主などから発給された加冠状、官途状などが多い。そのほか譲状や売渡状など土地関係の私文書が比較的多く残っている。対馬藩による「御判物写」事業では、個人間でやりとりされた私文書は調査の対象外となっているため、対馬の私文書はあまり知られていない。今回の展示では私文書の事例として、応永9年（1402）12月21日付け性融譲状を展示した。

寺山家文書（対馬歴史研究センター寄託）

対馬の北西端に位置する上県町佐護の寺山家に伝来する文書群である。中世文書から近代資料まで約200点の文書がある。

佐護は、豆酩とともに対馬固有の天道信仰の一大中心地である。佐護の恵古地区に

ある天諸羽神社は、中世には「権現」と呼ばれ、また境内地には観音堂があった。古代・卜部の子孫である寺山家は、権現宮司と観音堂住持を兼務していた。「宗家御判物写」享保書上では「観音住持」所持分として収録されている¹¹。

寺山家は明治初年まで神社境内にて毎年正月3日に亀の甲を焼いて吉凶を占う亀卜を行っていた。寺山家文書にも亀卜に関する資料が残されている。

永留家文書（対馬歴史研究センター寄託）

三根郡木坂（現・峰町木坂）の社家・永留家に伝わる中世文書である。「宗家御判物写」享保書上にも「木坂村鉾舞役／社人長留林右衛門」が所持する御判物とある。（明治時代までは「長留」と表記）。

永留家は代々、八幡宮の舞役をつとめてきた家柄である。展示史料にも「両社まいの事」とあるように、三根村の長留家とともに上津八幡宮・下津八幡宮（現・八幡宮神社）の両方の八幡宮の舞役をつとめた。対馬島主から、両八幡宮の舞役を任じられるとともに、万雑公事（年貢以外のさまざまな夫役や雑役）を免除されている。

八幡宮の舞役については藩政時代も引き続き同家に宛行われているが、残念ながら近世文書は伝わっていない。なお、所有者の永留史彦氏によると、海神社での鉾の舞の神事は、昭和40年代頃まで続いている。

たという。

藤家文書（対馬博物館所蔵）

藤家は、府中の八幡宮（厳原町、現・八幡宮神社）の宮司家で、対馬藩総宮司職を世襲した。約7,600点におよぶ文書群が伝来している。明治時代以降に、藤家から洲藻（対馬市美津島町）の俵家へ移された¹²。その後故・柚谷圭三氏（美津島町雑知）が譲り受け、柚谷氏から対馬市へ寄贈された¹³。

藤家の先祖は元・肥前国葛城の地主であったが、鎌倉時代に宗氏入島にともなった一族であるとされている（「藤家文書目録」）。文書群全体のほとんどを占めている近世文書は、藤家が受給・発給した八幡宮関係の文書である。

展示した宗貞盛書状は、下津八幡宮（現・厳原八幡宮神社）への一切経寄進に関するものである。慶長4（1599）、石田三成（1560～1600）は母の冥福を祈り、金剛峰寺に経蔵を建立した。ここに納められている一切経は、奥書から宝徳元年（1449）11月4日に宗貞盛・成職が八幡宮に寄進したものである。宗貞盛書状の日付が11月3日であり、一切経奥書にある日付の1日前であることから、当該書状の発給年は宝徳元年に比定されている¹⁴。

久和家文書（対馬歴史研究センター所蔵）

中世、与良郡久和（厳原町久和）を拠点にしていた久和家の文書群である。中世文書から近代資料まで約170点を数える。

中世文書は原装をたもっており、南北朝から室町時代までの文書約30点がある。当初は宗氏を名乗っているが、1570年代に久和氏へ改姓している。「享禄迄馬廻判物帳」には「久和弥五左衛門所持」として収録されていることから、¹⁵久和氏は江戸時代には府中（城下）に移り、馬廻りとして藩に仕えていた。寛文3年（1663）正月晦日付けの3代藩主・宗義真からの知行宛行状（高200石）をはじめとする歴代藩主の御判物が伝わる。

曲海士文書（対馬歴史研究センター寄託）

厳原町市街地の東・阿須湾の北東岸にある曲地区に伝来する中世文書。卷子装2巻からなり、1巻3通ずつ合計6通が成巻されている。曲地区が帳箱で保管していた、いわゆる区有文書¹⁶であり、昭和25年（1950）に民俗学者・宮本常一も曲を訪れ、当該文書を閲覧・筆写している¹⁷。

曲は集落の南を阿須湾に面し、周囲を山に取り囲まれた狭い谷地形のなかに人家が密集している。集落内に田畑はなく、半農半漁の対馬で唯一漁業を専業とする。鎌倉時代に筑前鐘崎（福岡県宗像市）から対馬へ来島した人々の子孫であるとの伝承をも

ち、対馬の「八海」(対馬の全海域)での漁業権が認められる文書を有する。前近代における曲地区の漁業権益を保障する重要な文書として、地区で大切に保管されてきた。

江戸時代以降は女性たちが中心になり、船で漁場を移動しながら、アワビやサザエなどを獲る潜水業に従事してきたが、現在では伝統的な海女漁は途絶えつつある。

長野家文書 (対馬歴史研究センター寄託)

三根郡志多賀村(現・峰町志多賀)の長野家に伝来する中世文書である。「宗家御判物写」享保書上では「志多賀村足軽 長野善八」が所持する御判物として記載がある¹⁸。長野氏は、もと豊前国の国人で、対馬に来島して宗氏の家臣となり、志多賀へ居屋敷を有するようになった。

卷子装で現状 2 巻。卷子冒頭の墨書「御判拾六 長野六郎助」から当時は 16 点の古文書が存在していたが、現状は 12 点が伝わる。必ずしも発給年代順ではなく、文書の状態も良好とはいえない。展示した建武 5 年(1338)3 月日付けの長野助豊軍忠状写のほか、15~16 世紀の対馬島主からの御判物などがある。

阿部家文書 (対馬歴史研究センター寄託)

伊奈郡志多留村(現・上県町志多留)の給人・阿部家に伝わる中・近世文書の文書群である。阿部家はもと阿比留姓であり、

近世初期に阿部姓を名乗るようになった¹⁹。

中世文書には伊奈郡主(盛次・調昌・調国)からの発給文書が多く残されている。16 世紀後半は伊奈郡主家の力が強く、本宗家から伊奈郡へたびたび介入を図っていることが指摘されており、伝来文書からもその状況がうかがえる²⁰。いずれもマクリ(表装をはがした状態)であり、もとは卷子装であったと考えられる。

近世文書は、貞享 3 年(1686)3 月付け阿部吉右衛門あての「坪付帳」から幕末までの歴代藩主の知行宛行状(知行高 1 尺 1 厘 1 毛 4)が伝わっている。そのほか、対馬藩主から洪含寺住持を宛先とする寺領安堵状が 10 通ほど確認される。洪含寺は伊奈郡主・宗調国の菩提所であり、現在も阿部家屋敷の裏山中腹には木造堂宇が残っている²¹。

主藤寿家文書 (対馬博物館所蔵)

厳原町豆殿の多久頭魂神社の社務をつかさどる供僧^{くそう}²²の家である主藤家に伝わる中世・近世文書を中心した総数約 250 点の文書群である。豆殿は屋号をもつ家が多く、主藤氏の屋号は「ジュウジ」。代々、観音住持をつとめたという²³。

中世文書は、豆殿観音住持あてのものが残されている。そのほか、「天道まつりのやくしやの事」「天道法師縁起」「天道菩薩由来記」など天道信仰に関連する記録類も

確認できる。

豆殿集落の北にある龍良山（標高 558.5 m）は、天道信仰の靈山で古くからみだりに立ち入ることや竹木の伐採が禁じられていた。遥拝所である多久頭魂神社には、中国・龍泉窯の青磁陽刻牡丹唐草文瓶（長崎県指定有形文化財）や高麗青磁、高麗版一切経（国重要文化財）が伝来している。

中村家文書（個人蔵）

三根郡吉田村（現・峰町吉田）の給人・中村家に伝わる中世文書である。「宗家御判物写」享保書上では、「給人中村久之允」が「合御判物貳拾通」を所持するとある²⁴。中世文書は永享8年（1436）のものから慶長期までのものがある。昭和期に2巻の卷子装に成巻されており、状態は良好である。近世文書は、対馬藩主からの知行宛行状のほか、中村氏の系譜などが残されている。

吉田村にある普光寺（曹洞宗）は、文永の役時に当地で討死した宗甲斐六郎の菩提寺と伝え、墓域には宗甲斐六郎の墓（対馬市指定史跡）と伝わる中世風の墓が所在する。吉田には甲斐六郎を祖とする家系が多く、中村氏もその一つである。

財部家文書（対馬歴史研究センター寄託）

伊奈郡琴（現・上対馬町琴）の給人・財部家に伝わる文書群である。中世文書は巻

子装となっており、文明3年（1471）正月吉日付けの財部太郎兵衛あて国盛加冠状から天正20年（1592）2月吉日付けの財部又八郎あて調連加冠状まで19通が伝わる。いずれも『上対馬町誌 史料編』（312～316頁）に翻刻がある。

財部家文書には、伊奈郡主が発給した文書が多く残り対馬島主のものは少ない。伊奈郡では惣領家よりも伊奈郡主の勢力が強かったが、永禄12年（1569）に惣領家の宗義調が伊奈郡内の国人たちに官途や一字を与えるなど伊奈郡主への介入をすすめた²⁵。今回の展示史料もその一つである。

近世の御判物は、3代藩主・義真から15代・義達のものまでが伝わる。知行高が一間以上であることから有力な給人といえる。また、干拓による新開工事や琴村の下知役をつとめるなどしている。

市山家文書（対馬歴史研究センター寄託）

伊奈郡女連（現・上県町女連）・市山家伝来の中世から近代まで約100点の文書群。中世文書は、応永4年（1397）から元亀4年（1573）までの6通があり、昭和期に卷子装に表装されている。状態は良好である。「宗家御判物写上」では、伊奈郷鹿見村の百姓福右衛門が御判物8通を所持しているとある²⁶。

近世文書は約15点と点数は多くない。対馬藩主から市山家あての御判物はなく、

19 世紀に足輕身分から藩への献金等によって給人に召し上げられたようである。

築城家文書（個人蔵）

築城家については系譜等が伝わっておらず来歴は不明であるが、近世には城下士（馬廻）として確認できる。中世文書は伝わっておらず²⁷、近世文書は築城家あての延宝 3 年（1675）6 月朔日付け 3 代藩主・義真朱印状をはじめとする歴代藩主からの御判物（石高 120 石）のほか、対馬藩家老連署書状あわせて 15 点が伝わる。

また、築城家文書には、築城氏とは直接の関係のない古文書も含まれている。なかでも、天文 9 年（1540）4 月 26 日付けの藤原（門司）氏親あての大内義隆大府宣は注目すべき文書である。戦国大名として中国・北部九州を治めた大内義隆は、武家でありながら当時すでに途絶していた大府宣と呼ばれる文書様式を復活させたことで知られている。大府宣とは、古代九州を統括した役職である大宰府の長官が在庁官人たちに命令を下すために出した文書で、大宰大弐に任命された大内義隆が、自らの権威を示し、北部九州の統治を円滑に進めるために発給したものと考えられている。本史料はこれまで知られている大内義隆大府宣の一つで、原文書の展示・公開は今回が初となる。

中世の北部九州の有力武家であった門司氏は、鎌倉時代の寛元 2 年（1244）に下総（藤原）親房が平家残党を討伐するため関東より下向したと言われている。一族は門司六ヶ郷に土着していき、六ヶ郷にちなみ門司氏も片野系・大積系・吉志系・楠原系・柳系・伊川系に分立していく²⁸。

なぜ築城氏が門司氏の文書を保持しているかという疑問が生じるが、北九州市立自然史歴史博物館の佐藤凌成学芸員は、対馬藩の田代領（佐賀県基山町と鳥栖市の一部地域）にいた門司氏の存在を指摘している²⁹。門司氏は田代代官所の手代役を代々つとめる家柄であり、田代領の文化・教育の振興に寄与した東明館にも深く関わった³⁰。何らかの事由で門司氏から築城氏の手門司文書が渡ったのだろうか。今後の研究が待たれる。

小野家文書（対馬歴史研究センター所蔵）

伊奈郡伊奈村（現・上県町伊奈）の給人・小野家に伝わる文書群である。小野家文書にのこる由緒書によると、小野家ははじめ保家を名乗り大和保家市を本貫としたとされ、その後、周防大内領・筑前国を経て、宗晴康代に対馬へ渡り、伊奈村へ居住するようになった。当初は「保家」「帆開」と称していたが、寛永 14 年（1637）の宗義成の領知宛行状では「尾野」とあり、以降小野姓を名乗るようになる。伊奈村の給

人として下知役をつとめるなどしている³¹。

特筆すべき史料として、朝鮮王朝から倭人にあてられた辞令書である告身がある³²。朝鮮王朝は、倭寇の懐柔政策のひとつとして倭人に官職を与えたが、小野家には文禄・慶長の役以降に発給された2点が伝わる。文禄の役の後である萬曆25年(1597・慶長2)正月付けの告身と、天啓3年(1623)10月付けの告身である。どちらも兵曹(軍事を掌る中央官庁)が国王の命令「教」を奉じて、倭人に武官職を与えたものである³³。縦90~100センチメートル、横75センチメートルの継ぎ目のない一枚の楮紙に堂々たる文字が記されており、朝鮮王朝の発給する文書の圧倒的な大きさには驚かされる。

なお、小野家文書の「(高麗陣)覚」については、日本古文書学会第55回大会研究発表での御報告をもとに、米谷均氏からの御寄稿いただいた。あわせて御覧いただきたい。

大浦家文書(対馬歴史研究センター所蔵)

対馬の北端に位置する豊崎郡大浦(上対馬町大浦)の大浦家に伝わる文書群である。大浦隆典たかまる氏から県に寄贈されたものである。

大浦家は、宗氏入島以前からの在地の国人衆といわれており、天文15年(1546)に島内各地の宗姓を一斉改姓させたときに大浦姓となった。現在でも、地元では「オ

ウ(大浦の古称)の親方」と呼ばれている。

中世文書を多く伝えており、『上対馬町誌 史料編』には中世から近世初期の文書121通が収録されている。16世紀、対馬宗氏による朝鮮通交の独占が進むと、島主となった宗晴康・義調(一鷗)は豊崎郡主を兼務するなど、朝鮮への渡口として豊崎郡の重要性が増していく。また、文禄・慶長の役に際して豊崎郡は、朝鮮渡海の発着地として、諸大名の多くの軍事物資や兵船が集結する要地となった。企画展では、対馬島内では唯一確認されている、宗義智の舅である小西行長書状を展示した。

近世の大浦氏は、藩当局から城下へ出るよう命ぜられるも、依願して田舎給人となっている。しかしながら、藩主への御目見に際しては奉役隠居の次に御礼を申し上げる、並給人が務めるべき遠見番・状使いが免除されるなど、格式の高い家柄として優遇されていた³⁴。

杉村家文書(対馬歴史研究センター所蔵)

対馬藩宗家で古川家・平田家とともに代々家老職をつとめた杉村家に伝わる中世・近世文書群である。

杉村家は、佐須郡主家の庶流にあたる。佐須郡主家は守護代を兼任しており、本宗家の政権交代に対応し守護代職を世襲した。豆酩郡主の一族である宗盛治の反乱(1528年)をきっかけに、豆酩郡の支配

には佐須郡主の分家があたるようになった。
のち杉村姓を名乗るようになった。

杉村家は宗氏からの信任が厚く、朝鮮外交の重要な場面で活躍している。展示した佐須彦十郎あての宗義調書状は、日本国王使派遣に関する内容である。16世紀中期以降、宗氏は数度にわたって国王使を派遣していた³⁵。もう一つの展示史料「御上京之時毎日記」は、寛永6年(1629)に対馬から朝鮮の都・漢城(現・ソウル)へ派遣した外交使節の日記である。対馬藩2代藩主・宗義成が、北方からの侵略を受けた朝鮮王朝の情勢探索のため、将軍徳川秀忠の意を受けた外交使節であった(正使・規伯玄方、副使・杉村采女)³⁶。

高麗版大般若経 (対馬歴史研究センター 寄託)

上対馬町琴にある長松寺(曹洞宗)に伝来する高麗版大般若経である。この経典は、江戸時代から明治時代までは同じ琴村の江教寺(天台宗、旧号・江徳寺)にあったが、のちに長松寺へ移された。

長松寺の大般若経は折本装で599帖からなる。巻第525の1帖のみを欠き、初雕本は586帖。室町時代と江戸時代の2度にわたって筆写された写経12帖、南宋時代の版経1帖とで補う。現在は5行折りであるが、折り跡から元は6行折りであ

ったことがうかがえる。

巻第170の奥書に「於時延寶八九月中旬施主江徳寺釋光顕修復之、筆者釋李玄」とあることや巻第600の巻末の万松院光海の識語などから、江戸時代・延寶8年(1680)9月に江徳寺光顕が修復を行っていたことが分かる³⁷。

なお、当該般若経は全体に虫損が及び、また経年劣化も進んでいたことから、平成24年度(2012)から平成29年度(2017)までの6ヶ年事業で全巻の保存修理を実施した³⁸。延寶8年から、実に約330年ぶりの修理となった。

おわりに

令和5年度下半期の特別展との兼ね合いで、会期が2週間余りの短い企画展とはなったが、対馬島内で発給された古文書のほか、朝鮮王朝の発給した辞令書、世界的に貴重な高麗初版大般若経など、あらためて対馬に伝来する古文書の多様さを再認識する機会となった。

通常、古文書は1点ごとに展示・紹介されることが多いが、この企画展では、対馬島内に伝わる貴重な古文書を可能な限り公開することを目的に、展示スペースのほぼすべてを対馬島内に伝来した中世文書で埋め尽くした。展示室では文書同士を相互に比較することができ、文書の様式・料紙の大きさや厚薄などの違いが明白となった。

史料写真からは得られない、原文書だけがもつ歴史情報があることを実感した。

会期中には、日本古文書学会の会員をはじめ、たくさんの方々に会場へ足を運んでいただいた。とくに所有者の方は、御本人様だけでなく御家族とともに観覧いただくケースが多く、古文書の内容だけでなく自身の家の来歴、宗氏との関係などさまざまな質問をいただいた。企画展をきっかけに、自家の歴史や伝来する古文書の価値に関心を持っていただき、それが次世代への古文書の継承につながれば幸いである。また、静岡県清水市在住の米田守氏は、上対馬町琴の御出身で長松寺の隣にお住まいだったこともあり、同寺所蔵の「高麗版大般若経」を観覧するため、奥様とともに帰郷のスケジュールをあわせて御来場いただいたことも付記しておく。

対馬の場合、いまだ島内各地に中世以来の由緒をもつ家や寺社仏閣が存続し、中世文書をはじめとする多くの古文書を保管している。貴重な家文書の受け皿として、対馬博物館及び本センターが機能することが、これまで以上に求められるだろう。

最後に、日本古文書学の運営や同大会の記念講演で多忙を極めるスケジュールのなか、多大なる御尽力を賜った佐伯弘次先生に感謝申し上げる。

(やまぐち・かよ 対馬歴史研究センター係長)

¹ 日本古文書学会は、国内外の古文書に関連する研究及び研究者相互の協力を促進し、古文書学の発展に寄与することを目的とした学術団体である。学会では、毎年一回、学術大会を開催するとともに、近隣の博物館・大学等で史料見学会を実施している。

² 令和5年9月23日～25日に開催された日本古文書学会第55回学術大会は、対馬博物館が共催として大会の運営補助に入り、本センターは後援として協力した。

³ 佐伯弘次「対馬における古文書採訪と中世文書」(『中世の対馬 ヒト・モノ・文化の描き出す日朝交流史』勉誠出版、2014年)。

⁴ 黒田省三「対馬古文書保存についての私見」(『国士館大学人文学会紀要』1号、1969年)。

⁵ 佐伯弘次・有川宜博「史料紹介 大山小田文書」(『九州史学』132号、2002年)。

⁶ 前掲「史料紹介 大山小田文書」参照。

⁷ 重要文化財「小田家文書(48通)」一卷。指定名称は「小田家文書」であるが、今回の展示では、卷子にある墨書表題「大山小田家文書」を尊重し、この名称を採用した。

⁸ 「三根郷給人・寺社・足軽百姓御代々御判物写」(対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類Ⅱ-1-A-55)。『長崎県史 史料編第一』389～391頁。

⁹ 前掲黒田論文。

¹⁰ 内山家先祖のなかに朝鮮御陣に軍功のある家筋であることや、「御判」を所持する家柄であることなど、先祖の軍功や「御判」を所持することから、給人となっている。(中村正夫・梅野初平編『佐須郷・豆鞆郷 給人奉公帳—対馬藩郷土制度史料—』九州大学出版会、1986年)

11 「享保 8 年 4 月日 佐護郷給人・寺社・足軽・百姓御判物写」(対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類 II-1-A-56)。『長崎県史 史料編第一』259～262 頁。

12 俵家(本家)へ藤家文書が移された経緯は不明であるが、大正期に雞知村長を、戦中・戦後に雞知町長をつとめた俵龜寿^{かめじゅ}氏の母が藤家から俵家へ嫁いだことから、両家が親戚関係にあったという有力な情報を太田妙子氏(龜寿氏の孫にあたる)より提供いただいた。

13 対馬市教育委員会編『藤家文書(柚谷家旧蔵)目録』(対馬市歴史資料調査報告書第 1 集、2015 年)。平成 21 年 5 月から実施された古文書整理調査で、調査完了分の約 6 割にわたる約 4,700 点について目録が刊行されている。完全版目録の刊行が待たれる。

14 長節子『中世日朝関係と対馬』(吉川弘文館、1987 年)。

15 『長崎県史 史料編第一』720～723 頁。

16 長崎県教育委員会編『長崎県の海女(海士)―海女(海士)民俗文化財特定調査』(長崎県文化財調査報告書 第 42 集、1979 年 3 月)

17 宮本常一『私の日本地図 壱岐・対馬紀行』(未来社、2009 年)

18 「享保 8 年 三根郷給人・寺社・足軽・百姓御代々御判物写」(対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類 II-1-A-55)。『長崎県史 史料編第一』407～408 頁。

19 「(阿部家)家系」、寛永 14 年 8 月 13 日付け宗義成名字宛行状などによると、阿

比留孫右衛門が申出により阿部壱兵衛となっている。

20 荒木和憲『対馬宗氏の中世史』(吉川弘文館、2017 年)181 頁、231～233 頁。

21 長崎県教育委員会編『対馬西岸阿連・志多留の民俗 対馬西岸地域民俗資料緊急調査』(224～225 頁、1973 年)によると、「洪含寺は曹洞宗であり現在無住で伊奈の住職がまいるが、檀家は 3 軒ほどになっているが、ここはもともと天台宗で、萬松院の末寺であった。阿部一族と刈生の木坂(ママ、「木寺」の誤りか)で維持しているという。阿部氏も木坂氏も朝鮮御陣の時、集結におくれて改易になったという家である。ここには対馬で作られたものと伝えられる木彫の如来像がある。」との記述がある。

22 多久頭魂神社の宮司をつとめた故・本石正久氏によると、豆酩集落の上町に居住し、9 戸の社僧の長男が世襲するものであるという。供僧の家に生まれた長男は、幼い頃より不浄に触れないなどの精進のほか、供僧になるには「坊主なり」と呼ばれる修行を経なければならなかった。本石正久「豆酩の赤米神事」(早稲田大学水稲文化研究所『アジア地域文化叢書 海のクロスロード対馬―21 世紀 COE プログラム研究集成―』雄山閣、2007 年所収)。

23 徳永健太郎「対馬中世文書の現在と豆酩関連史料」(前掲『アジア地域文化叢書 海のクロスロード対馬』所収)。

24 前掲「三根郷給人・寺社・足軽・百姓御代々御判物写」。『長崎県史 史料編第一』359～362 頁。

25 この時期、伊奈郡主が代替わりしてお

り、その政治的間隙をぬって、宗義調が伊奈郡へ進出した。『上対馬町誌』97～105頁。前掲『対馬宗氏の中世史』231～233頁。

²⁶ 『長崎県史 史料編第一』(308～309頁)では、元亀2年4月26日付け宗調国書下(市山源六郎尉あて)、元亀4年7月8日付け宗調国書下(市山源六郎兵衛あて)、今回展示をした永禄10年(1567)宗調昌書下の3通が紹介されている。

²⁷ 「宗家御判物写」では府内・御馬廻の築城弥次右衛門が元亀4年8月14日付け、天正18年3月13日付けの文書を所持していたとある。

²⁸ 北九州市立自然史・歴史博物館編刊『門司文書』(2005年)。同館所蔵の門司家文書5巻附門司氏家系1巻は、平成18年(2006)に福岡県指定文化財となっている。

²⁹ 佐藤凌成「対馬築城文書について」(第55回日本古文書学会研究発表、令和5年9月24日開催)。

³⁰ 門司家には約600点にのぼる漢籍・和書、歌書、俳諧書、読物、往来物、謡曲本、明治以降の教科書類が残っている。(鳥栖市教育委員会編『鳥栖市誌 第3巻中世・近世編』鳥栖市、2008年)。

³¹ 丸山大輝「小野家文書について」(『長崎県対馬歴史研究センター所報』1、2021年)

³² 中村栄孝「受職倭人の告身」(『日鮮関係史の研究 上』吉川弘文館、1965年初版、1970年再版)。

³³ 長崎県指定有形文化財。指定名称は「朝鮮国告身(小野家伝来)」。

³⁴ 中村正夫・梅野初平共編『対馬藩郷土

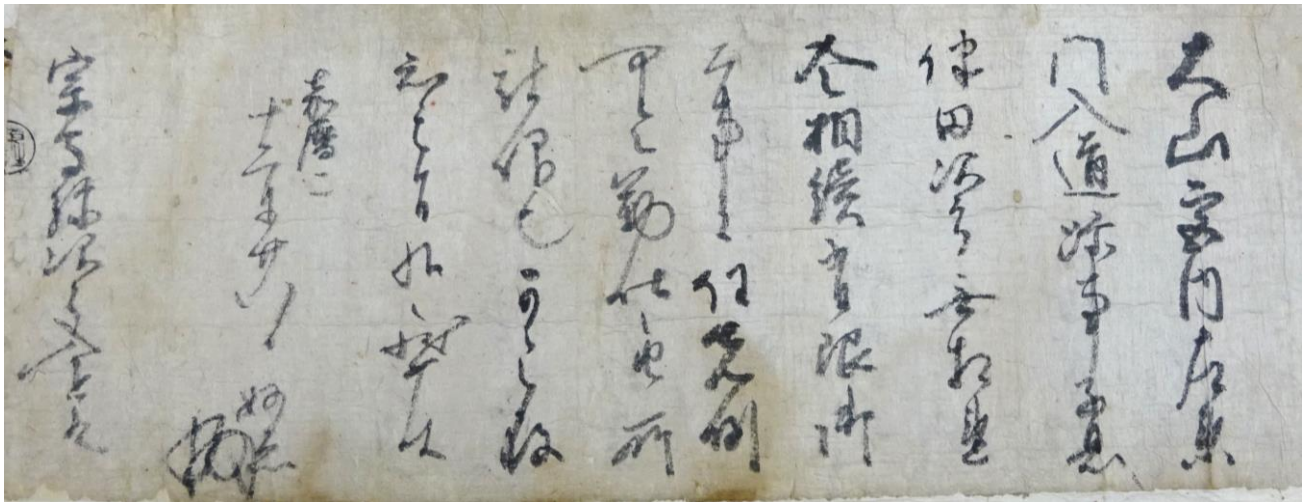
制度史料 豊崎郷給人奉公帳』(九州大学出版会、1988年)。

³⁵ 当該文書について、企画展では「天文21年(1552)カ」と年代比定を行ったが、いくつかの可能性があるので、本稿では「年不詳」とした。

³⁶ 田代和生編著『御上京之時毎日記(近世日朝交流史料叢書)』(ゆまに書房、2023年)。

³⁷ 巻第600巻末の識語については、影印版が『上対馬町誌 史料編』に、カラー図版が九州国立博物館編『特集展示版経東漸—対馬がつなぐ仏の教え—』(2019年)で紹介されている。

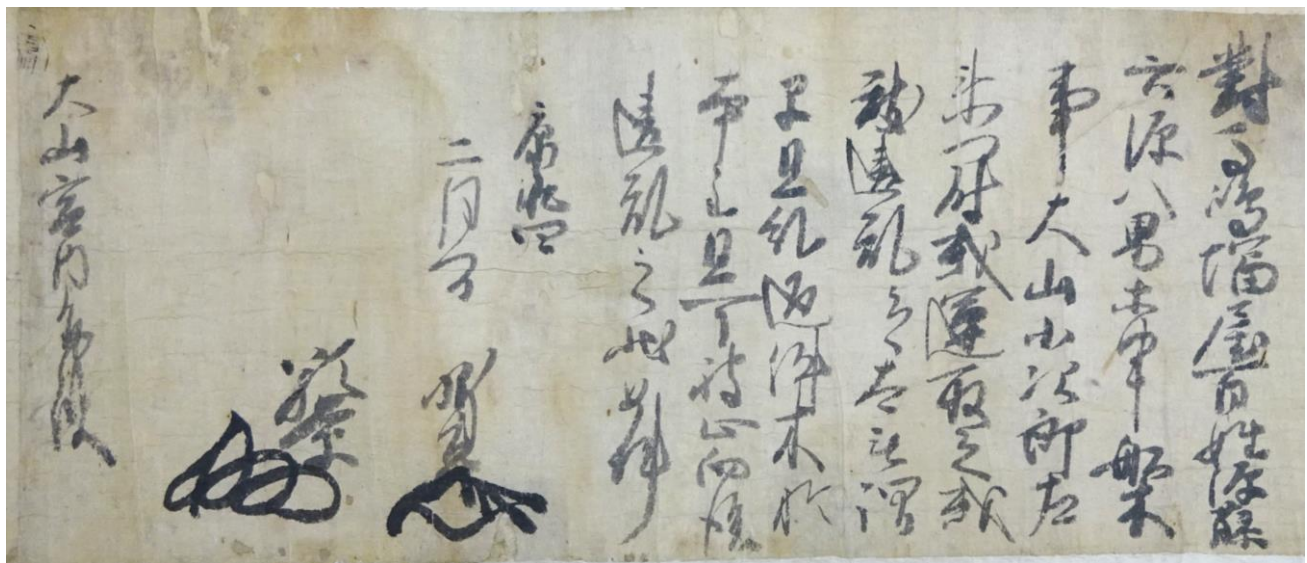
³⁸ 修理にあたっては、文化庁美術工芸品保存修理事業補助金を活用するとともに、文化庁担当調査官から技術的支援をいただいた。また、6ヶ年にわたり、公益財団法人住友財団による文化財修理助成金を活用させていただいた(修理業者：国宝修理装こう師連盟九州支部)。



1 ^{しょうにみょうえ(さだつね)がきくだし}少式妙恵(貞経)書下 (大山小田家文書)
 嘉暦2年(1327)12月28日 宗馬弥次郎入道 あて

対馬の地頭である少式貞経が地頭代宗盛国に出した文書。
 妙恵は貞経の法名。大山宮内左衛門入道の知行地を子息伴田次郎が相続することを認めたもの。大山氏は浅茅湾に面する与良郡大山(美津島町)の領主で、様々な海の権益を持っていた。

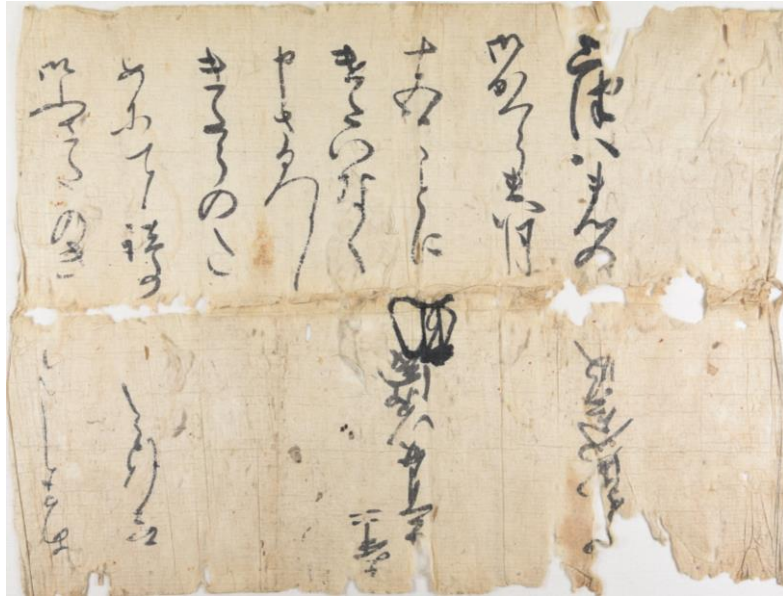
大山宮内左衛門入道跡事、子息伴田次郎無相違令相続、有限御公事者、任先例可令勤仕之由、所被仰也、可令存知其旨給之状如件、
 嘉暦二 十二月廿八日 妙恵(花押)
 宗馬弥次郎入道殿



2 ^{ほけい・さいごうあきかげれんしよかきくだし}輔恵・西郷顕景連署書下 (大山小田家文書)
 康永4年(1345)2月1日 大山宮内允 あて

発給者の輔恵(姓不詳)と西郷顕景は少式頼尚の家臣である。
 両名が、対馬島の塩屋(製塩施設)の百姓源藤六たちの所有する船木(船材)を大山氏が押領したため、それを持ち主に返し、今後違反しないように、同族の大山宮内允に命じたもの。

対馬島塩屋百姓源藤六・源八男等申船木事、大山小次郎左衛門尉、或運取之、或致違乱云々、太無謂、早且糾返件木於本主、且可被止向後違乱之状如件、
 康永四 二月一日 輔恵(花押) 顕景(花押)
 大山宮内允殿

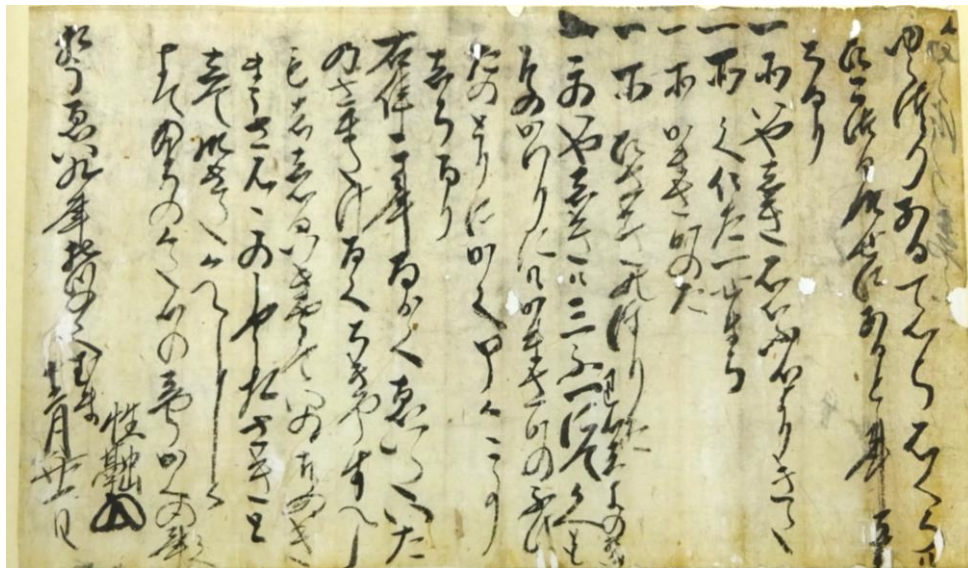


3 宗澄茂書状 (島居家(木坂社家)文書)
 文中4年(1375)12月28日 左衛門入道 あて

宗澄茂が左衛門入道に対して、上津八幡宮(木坂・海神神社)の神楽を毎月15日にきちんに行うように命じたもの。

宗澄茂は仁位宗氏の一族とされ、南北朝時代後期に対馬の島主として、対馬や九州で活動した。澄茂を対馬守護とする考え方もある。

上津八幡の御かくら、まい月十五日ことにけたいなく申さるへく候、きたうのためにて候、諸事御ふさたのきあるましく候、恐々謹言、文中四 十二月廿八日 澄茂(花押) □□左衛門入道殿



4 性融譲状 (豆靛内山家文書)
 応永9年(1402)12月21日

豆靛(厳原町)に伝来した内山氏の家文書の中の1通。応永9年(1402)に性融という人物がひこつる御前に居屋敷と「くにた」、「かまさかのた」、「ひさきのほりた」を譲ったもの。田が多いことが特色である。島主や郡主の文書が多い対馬にあって、こうした私文書は珍しい。

(端裏書)「ゆつりしやう」ゆつりあるてんちはくちは、ひこつる御せにあると事し□
 ちなり、
 一所 いやしきはんぶんよりきた
 一所 くにた一せまち
 一所 かまさかのた
 一所 ひさきのほりた りんしよの相□
 一、このいやしきは三ふ一にて候へども、そのかはりにてかまさかのふけたのとりにかへ申候之事しちなり、
 右、件之事、なかくゑいたいたのさまたけなくちきやうすへし、もししんるいきやうていのそぬきまうさは、このしやうおさきとして、御さた候へく候、く、よてのくたんのしやうかくの事之、
 (応永) 性融(花押)
 おうゑい九年みつのへむま十二月廿一日